

郡上市30歳未満の期日前投票立会人 募集要領

郡上市選挙管理委員会では、若い世代の有権者に政治や選挙に関心を持っていただくとともに、選挙をもっと身近なものとして感じてもらうため、選挙時に期日前投票所で公正かつ適正に投票が行われるよう立ち会っていただく、30歳未満の「期日前投票立会人」を公募します。

応募資格	郡上市に在住の選挙権を有する30歳未満の方（申請時の年齢）。経験は問いません。
申込方法	「郡上市30歳未満の期日前投票立会人 登録申請書」を下記事務局又は各振興事務所振興課に提出してください。e-mail、ファックス可。
主な仕事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票所の開閉の立会い ・ 最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立会い ・ 投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立会い ・ 投票箱の閉鎖の立会い <p>※ 期日前投票所には選管職員が同席するため、選挙制度等に関する知識は不要です。</p>
従事日	選挙の公示（告示）の日から投票日前日までの間で選挙管理委員会が指定する日
従事時間	午前8時30分から午後8時
従事場所	郡上市内の期日前投票所（郡上市役所の7庁舎のいずれか）
報酬	1日9,600円。自宅から従事場所まで5km以上の場合は、距離に応じて費用弁償を支給します。
特記	<p>※ 申請いただいた個人情報、期日前投票立会人の選任以外の目的には使用しません。</p> <p>※ 申請いただいた方を名簿登録し、選挙が行われるごとに従事することができる日程を確認します。希望者が多数の場合は、全員に従事していただけない場合があります。</p> <p>※ 30歳を超えた方は、名簿から削除します。また、名簿からの削除を希望される場合は、随時、選挙管理委員会までお申し出ください。</p>

<担当>

郡上市選挙管理委員会事務局（総務部総務課）又は各振興事務所

電話：67-1832、ファックス：67-1711、e-mail：soumu@city.gujo.gifu.jp